

市民課窓口の 特別時間延長・臨時開庁を実施します

市民課 ☎65・1232 図65・1235

3月末から4月初めにかけて、引越越しに伴う住所変更の届けや住民票の写しの請求などで、市民課窓口は大変混雑します。

この混雑を緩和するために、次の通り、市民課窓口の特別時間延長と臨時開庁を実施します(各支所は実施しません)。

なお、転出届は転出予定日の14日前から、転入届は実際に転入してきた日から14日以内であれば、実際の異動日(転居日)以外の日でも手続き可能です。また、平日8時30分から17時15分までは、各支所でも各種届出の受け付けや証明書の交付業務を行っています。

市民課窓口特別時間延長

3月28日(木)～29日(金)
4月1日(月)～3日(水)
17:15～19:00

市民課窓口臨時開庁

3月31日(日)
8:30～17:15

主な取り扱い業務

- ・住民異動届の受付(転出・転入・転居)
 - ・住民票の写しの交付
 - ・印鑑登録
 - ・印鑑登録証明書の交付
 - ・戸籍関係証明書の交付
 - ・税関係諸証明書^{*1}の交付
 - ・マイナンバーカードの交付
 - ・マイナンバーカード・通知カードの券面変更^{*2}、再交付
- ^{*1} 税関係諸証明書については、一部取り扱いえない場合があります。
- ^{*2} 券面変更とは、各カードに記載されている氏名、住所などを変更することです。

火・金曜日の午前10時までであれば、比較的混雑を避けることができます(月曜日や大安は混雑します)。

他市町村への照会が必要なものの、署名用電子証明書の発行など、内容によっては当日の取り扱いができないことや、内容の訂正が生じた場合、後日来庁をお願いすることがあります。

マイナンバーカードの交付、マイナンバーカードや通知カードの氏名、住所などを変更する場合は、終了時間の30分前までに受付を済ませてください。

市民課窓口特別時間延長および臨時開庁時間中は、次の課で住民異動に伴う手続きを行うことができます。

地域福祉課(☎65・1237)

・身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の住所などの変更受付

・重度心身障がい者医療費受給者証の交付および変更

介護福祉課(☎65・1241)

・介護保険資格喪失届の受付

・介護保険受給資格証明書の交付

・介護保険受給資格証明書の受理、それに伴う要介護(要支援)認定申請

介護保険証の住所変更

子育て支援課(☎65・1242)

・児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の受付

・子ども医療費、ひとり親家庭医療費助成の受付

国保課(☎65・1230)

・国民健康保険、後期高齢者医療保険の資格取得および喪失などの届出

学校教育課(☎65・1301)

・就学通知書の交付(新小・中学1年生)

指定校以外の学校への就学手続き

指定校以外の学校への就学手続き

指定校以外の学校への就学手続き

身近な人がお亡くなりになったときの行政手続きをお手伝いします

市民課 ☎6565・1232 図6565・1235

「おくやみコーナー」を市役所1階に開設します。

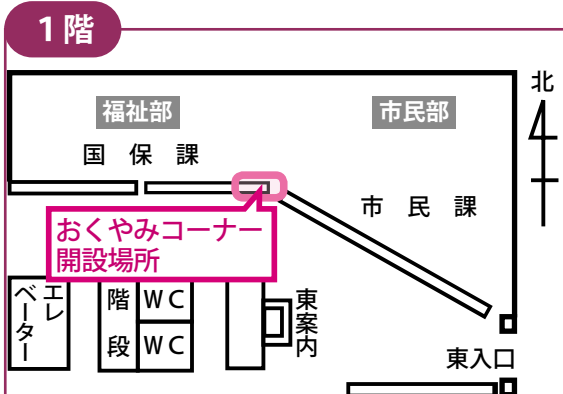
死亡届提出に伴い必要となる健康保険、年金、税金など、さまざまな手続きを案内します。

市役所での行政手続きが不安な人はご利用ください。

※予約優先とします。複数課での手続きとなるため、時間に余裕を持つてお越しください。

開設日 3月15日(金)

開設場所 左図の通り



星野伸之さんに 「新居浜ふるさと観光大使」を委嘱

運輸観光課 電話 65・1261 FAX 65・1305

1月27日(日)、市営野球場で星野伸之さん(元プロ野球選手)への「新居浜ふるさと観光大使委嘱式」と野球教室を行いました。

星野伸之さんのコメント

今日の野球教室参加者が市内の高校に進学し、その高校が甲子園に出場することが一番手取り早く新居浜市を世の中に広めることができるのではないかと思います。私も一生懸命指導しますので、少しでもうまくなっていくので、将来的には新居浜市の高校が甲子園に出場できるように一緒に頑張って新居浜市を盛り上げていきたいと思います！

星野さんは現役時代、新居浜市内で自主トレーニングを行っていました。選手としては、11年連続2桁勝利、プロ野球史上17人目の2千奪三振を記録するなど、球界を代表する投手として活躍。また、平成17年からは「にはま少年野球教室」の講師として、15年間にわたって熱心に指導を行っています。



委嘱式であいさつをする星野さん

星野伸之さんの主な経歴

1983年 ドラフト5位で阪急ブレーブス(現オリックス・バファローズ)入団
 2000年 阪神タイガースにFA移籍
 2002年 現役引退
 通算成績 176勝140敗2S、2,041奪三振
 タイトル・表彰
 パ・リーグ最高勝率(1989年、1996年)
 月間MVP(1989年9月)
 コーチ歴
 阪神タイガース(2006年~2009年)
 オリックス・バファローズ(2010年~2017年)

市政モニターを募集します

秘書広報課 電話 65・1231 FAX 65・1217

市では、市民の皆さんの意見を広く集めて、市政運営に反映させることを目的として、新居浜市市政モニター(愛称:にいモニ)を募集します。
 メールまたは郵送で届く市政アンケートに回答することで、仕事や育児で忙しい人も自宅で簡単に参加できます。
 ぜひ、にいモニに参加して、新居浜市のより良いまちづくりにご協力ください。

に参加(希望者のみ)など

▼謝礼 アンケート回答などにいモニとして活動した人には、年度末に記念品としてマイントピア別子温浴施設利用券(1千円程度)を贈呈します。

▼募集期間 3月1日(金)~5月

31日(金)必着

▼応募方法

市ホームページの募集案内を確認の上、申込フォームに必要事項を入力して送信、または「市政モニター申込書」を郵送またはFAXで秘書広報課に提出してください。



©PO法人新居浜市まちづくり課

募集案内
<http://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/hisyokouhou/monitor-bosyuu.html>



にいモニ

検索

旧端出場水力発電所の PR 動画公開中

別子銅山文化遺産課 ☎ 65-1236 📠 65-1216

マイントピア別子の対岸にある「旧端出場水力発電所」は、一般公開に向け平成 30 年度から整備に取り掛かっています。一般公開は、平成 34 年度以降を予定しています。

この発電所の PR 動画「旧端出場水力発電所～東洋一、世界一の技術を探る～(ダイジェスト 6 分版)」を市公式 YouTube にて公開しています。



別子銅山の近代化を進めた水力発電所。その煉瓦造りのモダンな建屋の外部と内部、水路システムを、ドローンによる実写、3DCG、古写真などを活用して再現していますので、ご覧ください。

また、本編(15分)は、マイントピア別子 2 階にて放映しています。

「旧端出場水力発電所～東洋一、世界一の技術を探る～(ダイジェスト版)」

<https://youtu.be/WvIThqI46Dc>

YouTube につながります👉



学校給食費を改定します

学校給食課 ☎ 31-7470 📠 31-7472

現在の学校給食費は、平成 21 年度に改定されたもので、食材の共同購入による節減などを行い、維持してきました。しかし、平成 26 年度の消費税率引き上げに加え、近年の食材をはじめとする物価の高騰などにより、これまでの給食を維持することが困難な状況となっています。

このため、PTA 連合会代表、学識経験者、学校給食関係者らと協議・検討を重ね、次の通り給食費を改定することになりました。

値上げ幅は、小学校・中学校ともに 1 食当たり 20 円となります。

子どもたちの健康を守り、安心して安全な喜ばれる給食づくりのため、ご理解とご協力をお願いします。

改定額

| | 改定後 | 改定前 |
|-----|-------|-------|
| 小学校 | 260 円 | 240 円 |
| 中学校 | 300 円 | 280 円 |

改定時期 4 月 1 日(月)

手続き・問い合わせ

●原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車など

市民税課 ☎ 65-1224

※必要なもの

印鑑(浸透式不可)、ナンバープレート、
標識交付証明書(平成 5 年 4 月 1 日以降発行)など

●軽二輪、小型二輪自動車(125cc超)など

愛媛運輸支局 ☎ 050-5540-2076

●軽自動車(軽三輪、軽四貨物、軽四乗用など)

軽自動車検査協会愛媛事務所

☎ 050-3816-3124

平成 31 年度の軽自動車税は、4 月 1 日現在で登録されている所有者または使用者に課税します。廃車などの手続きが 4 月 2 日以降になった場合、その年度の軽自動車税は全額納めることになります(自動車税にある月割課税・還付制度はありません)。廃車などの手続きを行う場合は、3 月中に済ませましょう。

軽自動車・二輪・原付の
廃車手続きは 3 月中に!

市民税課

☎ 6565-1224
📠 6565-1255

水道の使用開始・中止の
手続きはお早めに!

水道局お客様センター
☎ 65-1331

引越など、水道の新たな使用開始や、使用していた水道を中止するためには、水道局お客様センターへの届け出が必要です。引越しの日程が決まりましたら、早めにご連絡ください。

【連絡時に必要な内容】

・使用開始または中止する水道の所在地(お客様番号でも可)

・使用者の名前

・使用開始日または中止日

・転居先住所

・連絡先電話番号

※使用中止の連絡がない限り、水道料金が発生しますので、ご注意ください。

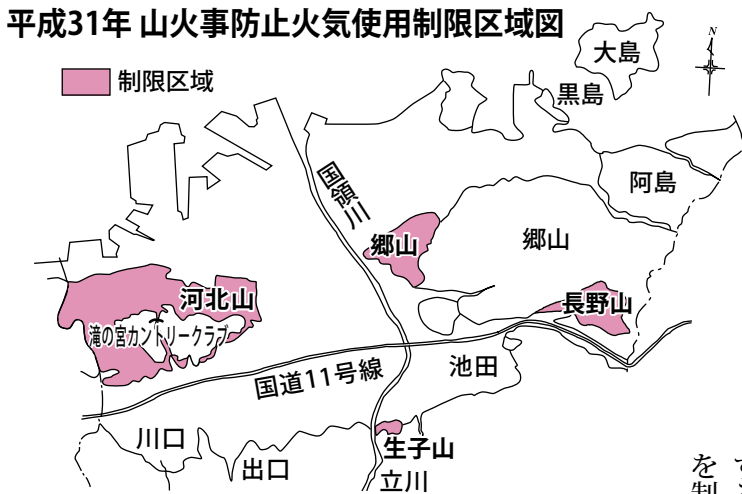
☎ 水道局お客様センター

☎ 65-1331 (電話・窓口)

での受付時間 平日 8 時 30 分
～ 17 時 15 分

※ 4 月から「上下水道局お客様センター」に名称が変わります(電話番号は変わりません)。

平成31年 山火事防止火気使用制限区域図



▼制限事項
無届けのたき火・草焼き、歩行中の喫煙、たばこの吸い殻・マッチのすりかすの投げ捨てなどの行為を禁止します。

▼区域
河北山（金子山）、郷山、長野山（市民の森）、生子山（煙突山）

▼期間
3月1日（金）～4月30日（火）の2カ月間

森林は、地球温暖化の主な原因である二酸化炭素を吸収し、生命に必要な酸素を供給する貴重な資源です。一度焼失してしまつと、回復するには長い年月と多くの労力が必要となります。

林野火災の大部分は、皆さんの注意で防ぐことができます。貴重な人命や財産を火災から守るため、林野での火気の取り扱いには十分気を付けましょう。消防本部では、山火事を防止するため、次の通り火気の使用を制限します。

◆3月・4月は「山火事防止月間」です

火災・事故を防ぐためにできること

予防課 ☎ 65・1342 FAX 34・1189

◆知っていますか？ 消火器の廃棄方法



老朽化した消火器は、腐食などにより容器が破裂し、負傷する恐れがあります。使用期限（業務用10年、家庭用5年）が過ぎたり、腐食したりした消火器は、回収を行っている事業者に廃棄処理を依頼してください。

廃棄方法

- ①リサイクルシール(A～Dグループ用)が貼ってある場合
(2010年以降製造のもの)
そのまま特定窓口(消火器販売店など)へ持ち込んでください。
- ②リサイクルシールが貼っていない場合
リサイクルシール(既製品用)を特定窓口で購入してください。
※詳しくは消火器リサイクル推進センター HP にてご確認ください。
<https://www.ferpc.jp/>



リサイクルシール 消火器 A グループ用

市内の特定窓口 (H31年1月現在)

- いずみサポート(株)愛媛支社 ☎ 32-5303
- (有)矢野商会 ☎ 32-4696
- 四国通建(株)新居浜営業所 ☎ 37-2737
- (株)藤興産愛媛営業所 ☎ 65-1007

◆注意!! スプレー缶による火災・事故

札幌市でスプレー缶による爆発事故が発生しました。市内でもスプレー缶が関係する火災・事故が発生しています。火災や事故を防ぐために、取り扱いの際は、缶などに書かれた注意書きをよく読み、正しく使用しましょう。

◆取り扱い時の注意点

- 燃焼機器(ストーブ、ファンヒーターなど)や調理器具などの近くでは使用しない。
- 燃焼機器の近くや自動車内、ガスコンロの付近など、高温となる場所に置かない。

火気と高温に注意

高圧ガスを使用した可燃性の製品であり、危険なため、下記の注意を守ること。
①炎や火気の近くで使用しないこと。②火気を使用している室内で大量に使用しないこと。③高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所やストーブ、ファンヒーター等の近くなど温度が40度以上となる所に置かないこと。④火の中に入れてはいけないこと。⑤使い切った捨てること。
高圧ガス:LPガス

スプレー缶の注意書き

◆スプレー缶の廃棄方法(新居浜市の場合)

必ず中身を使い切ってから、屋外の風通しの良い場所で穴をあけて、ガスを出し切ってから捨ててください。
※穴あけ器具はごみ減量課で配布しています。

市内で起こった事例

- 屋内で、電動工具を使用してスプレー缶のガス抜きをしたところ、可燃性ガスが電動工具の火花に引火し、爆発した。
- シュレッダーのカッター部分をエアダスター(スプレー缶式の掃除用具)にて清掃後、シュレッダーを起動したところ、何らかの火花により引火し、爆発した。

市政 ニュース

平成31年度地域子育て支援センター 親子サークル会員を募集します

子育て支援課 ☎65・1242 FAX37・3844

◆朝日保育園地域子育て支援センター

歌や絵本の読み聞かせ、親子ふれあい遊び、食育、保育園児との交流、子育ての悩み相談などを実施します。

| 募集クラス | 対象生年月日 | 曜日 | 時間 | 募集人数 |
|-------|------------------------|-----|-----------------|-------------|
| 0歳児 | H30.4.2～ H30.10.31生 | 木曜日 | 10:00～ 11:30 | 親子12組 程度 |
| 1歳児 | H29.4.2～ H30.4.1生 | 水曜日 | 10:00～ 11:30 | 親子12組 程度 |
| 2歳児 | H28.4.2～ H29.4.1生 | 火曜日 | 10:00～ 11:30 | 親子12組 程度 |

申込方法 次の日時にて親子との面接を行います。詳しくはお問い合わせください。

| | | |
|-----|----------|------------------------|
| 0歳児 | 4月11日(木) | 9:30～11:30、13:30～15:30 |
| 1歳児 | 4月10日(水) | 9:30～11:30、13:30～15:30 |
| 2歳児 | 4月9日(火) | 9:30～11:30、13:30～15:30 |

◆泉川保育園地域子育て支援センター

親子遊びを通じて、子育てについての情報交換、仲間づくりを支援します。

| 募集クラス | 対象生年月日 | 曜日 | 時間 | 募集人数 |
|-------|------------------------|--------------|-----------------|-------|
| 0歳児 | H30.4.2～ H30.10.31生 | 水曜日 (月2回) | 10:30～ 11:30 | 親子10組 |
| 1歳児 | H29.4.2～ H30.4.1生 | 月曜日 (月2回) | 10:00～ 11:30 | 親子16組 |
| 2歳児 | H28.4.2～ H29.4.1生 | 火曜日 (月2回) | 10:00～ 11:30 | 親子16組 |

申込方法 往復はがきに希望募集クラス、住所、氏名(保護者・子ども)、ふりがな、性別、生年月日、携帯電話番号、返信用住所を記入。

締め切り 4月11日(木) (必着)

※申し込み多数の場合は抽選とします。

圃朝日保育園・地域子育て支援

〒792・0802
センター ☎33・0188
新須賀町3・4・5

圃泉川保育園・地域子育て支援

〒792・0828
センター ☎44・6611
松原町11・15

※兄弟姉妹で申し込み込む場合は、1人ずつ申込が必要。電話での申し込みは不可。

期限までにご利用ください 「愛顔っ子応援券」

子育て支援課 ☎3765・1242
3765・3844



市では第2子以降の出生時、転入時に、紙おむつを購入できる応援券「愛顔っ子応援券」を交付し、子育てを応援しています。

応援券の有効期限は、交付した年度の翌年度末です(有効期限は応援券に記載しています)。

平成29年度交付分(オレンジ色)の有効期限は3月31日(日)です。

期限が過ぎた応援券は使用できませんので、ご注意ください。

40歳～74歳の国保加入者の皆さんへ 特定健診は3月31日までです

国保課 ☎6565・1219
6565・1235

体の中に潜む脳血管疾患、心筋梗塞、糖尿病などのリスクを早期発見するための健診です。現在、生活習慣病を治療中の人も受診できます。

| | |
|-------|--|
| 対象者 | 40歳～74歳の新居浜市国保加入者 |
| 実施期間 | 3月31日(日)まで (委託医療機関診療時間内) |
| 場所 | 委託医療機関 ※一覧表は受診券(昨年5月送付済)に同封 |
| 持参物 | 国民健康保険証・受診券・質問票 ※受診券を紛失した人は、国保課①番窓口で再発行ができます。 |
| 自己負担金 | 800円(8,667円のうち7,867円は市が負担) |

新居浜市立児童館登録クラブ員募集

問い合わせは、各施設へ

市立児童館の平成31年度登録クラブ員を募集します。

▼対象 市内に在住する児童

▼募集期間 3月1日(金)～22日(金)

▼申込方法 往復はがきに、次の要領で記入の上、希望する児童館へ郵送してください(当日消印有効)。

※希望クラブは、1人1クラブです(他の館との重複はできません)。

※結果については、4月中旬までに返信します。

※応募者多数の場合は抽選となりますのでご了承ください。

※2歳児親子クラブの応募者が少数の場合は、クラブ数が減る場合があります。



往復はがきの記入方法

| | | | |
|---|--|---|---|
| <input type="checkbox"/> 792-0000 返信 | 郵便番号 住所 氏名(ふりがな) 生年月日 性別 保護者氏名 電話番号 希望クラブ | <input type="checkbox"/> 792-0000 往信 | 児童館の住所 児童館の名前 ※ここには記入しないでください。 |
| 保護者住所 保護者氏名 | | | |

中央児童センター (〒792-0023 繁本町 8-10 ☎・☎34-8600)

| クラブ名 | 対象者 | 実施日 | 定員 |
|----------|---------------------------------|--------------------------|-----|
| ばんだA | 2歳児親子 (平成28年4月2日～平成29年4月1日生) | 毎週水曜日 10:00～11:00 | 20組 |
| ばんだB | | 毎週木曜日 10:00～11:00 | 20組 |
| ばんだC | | 毎週金曜日 10:00～11:00 | 20組 |
| ばんだD | 3歳児親子(平成27年4月2日～平成28年4月1日生) | 毎週火曜日 10:00～11:00 | 20組 |
| くまA | 4歳児(平成26年4月2日～平成27年4月1日生) | 毎週火曜日 15:00～16:00 | 20人 |
| くまB | 5歳児(平成25年4月2日～平成26年4月1日生) | 毎週木曜日 15:00～16:00 | 20人 |
| マンモス | 小学校1～3年生 | 毎週水曜日 15:50～16:50 | 20人 |
| ジュニアリーダー | 小学校4～6年生 | 月2回程度(土か日) 9:30～11:00 | 20人 |

川東児童センター (〒792-0871 八幡 2-10-22 ☎・☎32-8966)

| クラブ名 | 対象者 | 実施日 | 定員 |
|----------|---------------------------------|---|-----|
| ひよこA | 2歳児親子 (平成28年4月2日～平成29年4月1日生) | ひよこA: 毎週火曜日 ひよこB: 毎週水曜日 10:00～11:00 | 20組 |
| ひよこB | | ★応募者少数の場合、水曜日に実施予定 | 20組 |
| ひよこC | 3歳児親子(平成27年4月2日～平成28年4月1日生) | 毎週木曜日 10:00～11:00 | 20組 |
| あひるA | 4歳児(平成26年4月2日～平成27年4月1日生) | 毎週火曜日 15:30～16:30 | 20人 |
| あひるB | 5歳児(平成25年4月2日～平成26年4月1日生) | 毎週木曜日 15:30～16:30 | 20人 |
| ぺんぎん | 小学校1～3年生 | 毎週水曜日 15:50～16:50 | 20人 |
| ジュニアリーダー | 小学校4～6年生 | 月2回程度(土か日) 10:00～11:30 | 20人 |

上部児童センター (〒792-0045 中萩町 10-13 ☎・☎43-3612)

| クラブ名 | 対象者 | 実施日 | 定員 |
|----------|---------------------------------|--------------------------|-----|
| ラッコA | 2歳児親子 (平成28年4月2日～平成29年4月1日生) | 毎週水曜日 10:00～11:00 | 20組 |
| ラッコB | | 毎週木曜日 10:00～11:00 | 20組 |
| イルカA | 4歳児(平成26年4月2日～平成27年4月1日生) | 毎週火曜日 15:30～16:30 | 20人 |
| イルカB | 5歳児(平成25年4月2日～平成26年4月1日生) | 毎週水曜日 15:30～16:30 | 20人 |
| クジラ | 小学校1～3年生 | 毎週木曜日 15:45～16:45 | 20人 |
| ジュニアリーダー | 小学校4～6年生 | 月2回程度(土か日) 9:30～11:00 | 20人 |

瀬戸児童館 (〒792-0821 瀬戸町 7-32 ☎・☎41-1983)

| クラブ名 | 対象者 | 実施日 | 定員 |
|----------|---------------------------------|---------------------------|-----|
| どんぐりA | 2歳児親子 (平成28年4月2日～平成29年4月1日生) | 毎週水曜日 10:00～11:00 | 20組 |
| どんぐりB | | 毎週金曜日 10:00～11:00 | 20組 |
| つくしA | 4歳児(平成26年4月2日～平成27年4月1日生) | 毎週火曜日 15:30～16:30 | 20人 |
| つくしB | 5歳児(平成25年4月2日～平成26年4月1日生) | 毎週木曜日 15:30～16:30 | 20人 |
| たけのこ | 小学校1～3年生 | 毎週水曜日 15:40～16:40 | 20人 |
| ジュニアリーダー | 小学校4～6年生 | 月2回程度(土か日) 10:00～11:30 | 20人 |

【対象者ごとの主な活動内容】

- 2歳児親子、3歳児親子…❖運動遊び❖造形遊び❖リズム遊び❖集団遊び❖季節の遊び❖保護者のグループ活動
- 4歳児、5歳児、小学校1～3年生…❖運動遊び❖工作❖造形遊び❖リズム遊び❖集団遊び❖体力測定
- 小学校4～6年生…❖自主活動❖奉仕活動❖野外活動❖館行事の協力

ひとり親家庭の自立を支援します

子育て支援課 ☎65・1242 FAX37・3844

・過去にこの給付金を受給していない。

【対象資格】

看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・その他市長が別に定める資格

【支給対象期間】

修業する期間（最大36月）。ただし、修業開始時期によって支給対象期間は変わります。

【支給額】

対象者および同一世帯の人の市民税の課税状況により支給額が異なります。

《非課税世帯》

月額10万円

《課税世帯》

月額7万500円

▼高卒認定試験受講修了時給付金・合格時給付金

【対象者】

・ひとり親家庭の親が、児童扶養手当の支給を受けているか、同等の水準にある。

・支給を受けようとする人の就学経験、就業経験、技能および資格の取得状況、労働市場の状況などから判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる。

・過去にこの給付金を受給していない。

【対象講座】

・高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む）

【支給額】

受講修了時給付金は、受講費用の20%相当額
（上限10万円、下限4千円）
合格時給付金は、対象講座受講費用の40%相当額
（受講修了時給付金との合計額が15万円を超えない額）

◎申し込み・問い合わせ先

子育て支援課

母子・父子自立支援員

☎65・1242

母子・父子自立支援員は、ひとり親家庭の経済的自立支援や生活面の相談、母子父子寡婦福祉資金の貸し付けなどを行っています。

※必ず事前にご相談ください。

【相談日時】

月・水・木・金曜日の執務時間中（8時30分～17時15分）

※不在の場合もありますので、事前に電話でご確認ください。

▼自立支援教育訓練給付金

【対象者】

・児童扶養手当の支給を受けているか、同等の水準にある。

・支給を受けようとする人の就業経験、技能および資格の取得状況、労働市場の状況などから判断して、当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる。

・過去にこの給付金を受給していない。

【対象講座】

・雇用保険制度の一般教育訓練給付金の指定教育訓練講座
・その他市長が対象として認める講座

【支給額】

受講費用の60%相当額

（上限20万円、下限1万2千円）

※受講開始日において、雇用保険法の規定による一般教育訓練に係る給付金の支給を受けることができる人は、給付方法が異なりますのでご注意ください。

▼高等職業訓練促進給付金

【対象者】

・児童扶養手当の支給を受けているか、同等の水準にある。

・養成機関で1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる。

・就業または育児と修業の両立が困難であると認められる。

人権の窓

人権擁護課 ☎ 65・1243 FAX 65・1306

毎月11日は「人権のつどい日」

「人権のつどい日」では人権に関するさまざまな講演や学習会を行っています。誰でも自由に参加できます。事前の申し込みは必要ありません。

▼3月11日(月)は、次の通り行います。

場所 瀬戸会館(瀬戸町7番30号)
時間 19時30分～21時
内容 講座「『水平社宣言』が語るもの」
講師 松本秀樹(新居浜工業高等学校教諭・南沢笑子さんの思いをつなぐ会会長)

水平社宣言を知っていますか？水平社宣言は、大正11年に開かれた全国水平社創立大会で宣言された宣言文で、日本で最初の人権宣言です。
水平社宣言がされてから約1世紀がたとうとしています。



【新居浜市人権かるた】
平成27年度作成
めをみてあいさつ
いい顔 いい声 いい心
(角野小学校5年)

平成28年に施行された「部落差別解消推進法」では、今もなお部落差別が存在すること、そして部落差別は許されないことであり、部落差別のない社会を目指すことが明示されています。差別解消の第一歩は正しい知識を持つことです。皆さんの参加をお待ちしています。

環境保全活動を推進しています

環境保全課 ☎ 65・1512 FAX 65・1255

▼環境マネジメントシステムを運用しています

市では平成19年度から独自の環境マネジメントシステム「ニームス」を運用し、省エネ活動や環境関連計画を推進しています。ニームス活動のチェック機能として、市民委員による環境調査を実施し、継続的な環境改善を図っています。

▼今年度の監査結果

昨年11月26日、27日の2日間、市の9施設などを対象に監査が行われました。

今回の監査では、スポーツ施設、ホールなどで使用されている「水銀灯」が2020年で製造中止になることから、計画的な省エネ型照明への変更について、助言がありました。

また、学校、公民館、保育園などの施設については、「指摘を受けた事項、評価された事項を共有し、一施設に留めないように」との指摘も受け、指摘さ

れた項目を毎年行っているニームス研修の課題に取り上げるよう改善しました。

ニームス管理事務局(環境保全課)に対しては、文書管理について、「保存年限の適正化」や「文書類について必要かどうかの再検討をすること」との指摘があり、今後のニームスの制度見直しの中で改善していく予定です。

環境管理総括者(市長)とのトップミーティングでは、「ニームス」の管理体制の見直し、ごみの減量、学校での環境教育などについて質疑応答がされました。

▼今後の環境保全活動の方針

現在、市では、効率的な「環境マネジメントシステム」(新しいニームス)への移行を検討しています。

今後も、省エネや環境目標達成に向け継続的な活動を推進していきます。